

認知症に対する運営指針

認知症に対する運営指針は、厚生労働省の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」や関連ガイドラインの基本理念に基づき、**「尊厳の保持」と「本人らしい生活の継続」**を最優先に策定されます。以下は、介護事業所が認知症対応の指針に含めるべき主要な要素です。

認知症に対する運営指針の主要な柱

1. 基本理念と行動原則:

- 1. 尊厳の保持:** 認知症になっても、一人の人間としての尊厳や個性を尊重する。
- 2. 本人の視点:** 常に本人の立場に立ち、その思いや希望を傾聴し、意思決定を支援する。
- 3. 残存能力の活用:** できることではなく、本人が「できる」ことに焦点を当て、自立的な生活を支援する。

2. 具体的なケアの方針:

- 1. 非薬物的介入の原則:** 行動・心理症状(BPSD)に対しては、まず環境要因や身体的要因をアセスメントし、非薬物的な介入を第一選択とする。
- 2. 環境の変化を最小限に:** 急激な環境変化は混乱を招きやすいため、可能な限り住み慣れた環境や生活習慣を維持できるよう配慮する。
- 3. 心地よいコミュニケーション:** 失敗や間違いを責めず、目線を合わせ、分かりやすい言葉で簡潔に話すなど、安心感を与えるコミュニケーションを心がける。
- 4. 個別ケアの徹底:** 一人ひとりの生活歴や価値観を理解し、個別のニーズに基づいた活動やケアを提供する。

3. チームケアと多職種連携:

- 1. 情報共有と連携:** チームメンバー間で利用者の状態や対応方法に関する情報を密に共有し、統一したケアを提供する。

2. 専門職との連携: かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターなどの外部専門機関と連携し、適切な医療・介護サービスが受けられる体制を構築する。
 3. 家族支援: 認知症の方だけでなく、介護する家族の負担軽減にも努め、相談支援などを通じて一体的にサポートする。
4. 安全管理と環境整備:
1. 安全な環境: 徘徊への対応として見守りネットワークを構築したり、転倒リスクを減らすために滑り止めマットを使用したりするなど、事故防止のための安全な生活環境を整備する。
 2. 見守りと孤独防止: 孤独にさせないよう見守りを徹底し、社会的なつながりを維持できるような機会を提供する。
5. 人材育成と研修:
1. 職員研修の実施: 全職員に対し、認知症に関する基礎知識、ケア技術、BPSDへの対応力向上に関する定期的な研修を実施し、資質向上を図る。これらの指針は、国や学会が推奨するガイドラインに基づいたものであり、各事業所はこれらを参考に、自社の「運営規程」に沿った具体的な内部マニュアルとして落とし込むことが重要です。可能な限り住み慣れた環境や生活習慣を維持できるよう配慮する。心地よいコミュニケーションを心掛け、失敗や間違いを責めず、目線を合わせ、分かりやすい言葉で簡潔に話すなど、安心感を与えるコミュニケーションを行えるように努める。一人ひとりの生活歴や価値観を理解し、個別のニーズに基づいた活動やケアを提供する。

2025年4月1日制定

居宅介護支援事業所 海色渡邊 たみ子

地域密着型通所 海色リハライフ 大谷 純子

訪問介護 うみいろ介護ステーション 鈴木咲里沙